
第 10 回ワークショップ西洋史・大阪 報告要旨

2005 年 6 月 4 日・大阪大学

1. オーストラリアにおけるアンザック神話の形成

—— C.E.W. ビーンによる戦史編纂を中心に ——

津田博司（大阪大学大学院）

イギリス帝国にとって、第 1 次世界大戦は、その支配体制が崩壊に向かう大きな転換点となった。多大な戦争貢献を行った白人自治植民地では、その対価としてイギリス本国との対等な関係を求める運動とともに、独自の植民地ナショナリズムが高まっていった。とりわけオーストラリアにおいては、1915 年のガリポリ半島上陸作戦のために編成されたアンザック軍団 (Australian and New Zealand Army Corps, ANZAC) に代表される戦争の記憶が、国民国家としての誕生をもたらした経験として、現在まで語られ続けている。

本報告では、こうした国民統合の「神話」としての戦争の記憶が形成されていく過程を、第 1 次世界大戦の戦史編纂を主導した C.E.W. ビーンの著作を手がかりに検証した。これまでの研究では、アンザック神話の確立におけるビーンの役割が強調される一方で、彼の描いた「正史」は、周縁的な記憶を抑圧する静的な存在としてとらえられてきた。しかし、ビーンのイングラッドへのまなざし、帝国とオーストラリアの位置づけといった側面に目を向ければ、ビーンのアイデンティティの変遷は、戦争経験を経た植民地ナショナリズムの覚醒という、きわめて動的な過程を物語るものとしてとらえられる。そこでは、「帝国への抵抗的主体形成」と呼ぶような、戦後の脱植民地化を予感させる言説上の契機が浮かび上がってくるのである。

2. 1960 年代、フィラデルフィアにおける平等雇用をめざす黒人の闘い

——アファーマティブ・アクションの再検討のために——

安井倫子（大阪大学大学院）

アファーマティブ・アクションとは、1969 年、ニクソン政権において導入され、現在に至っている一連のマイノリティの雇用や教育促進政策である。その是非をめぐるのは、成立当初から賛否両論が戦わされてきた。その議論は、アメリカ経済の好不況、政権によっても大きく揺られてきた。近年は、アファーマティブ・アクション支持派にとっては逆風と言える状況ではあるが、だからと言って、アメリカ社会の現実の中で、人種差別は解消したと言う認識は必ずしも多数派を形成してはいない。

アファーマティブ・アクションをめぐる議論の核心は、その主要な中身である「マイノリティの優遇」や「割り当て quota」の正当性をめぐってである。本報告はこのアファーマティブ・アクションの核心部分を盛り込んだ最初の「差別解消」プログラムとされる「フィラデル

フィア・プラン」の成立の歴史を検証するものである。ニクソン政権によって、アフーマティブ・アクションのガイドラインとされた「改訂フィラデルフィア・プラン」は、「政権の意図」どおりその矛盾を含む内容ゆえに、公民権運動支持勢力の中に意見の対立を生み出した。しかし、その名前の由来となったフィラデルフィアにおけるフィラデルフィア・プランの成立には、1960年代初頭の北部大都市の黒人労働者の「見本」ともいえるような、差別的企業と労組に対する、フィラデルフィア NAACP と黒人地域コミュニティの「非暴力不服従」の闘いが存在した。報告では、1963年のこの闘いの経過を考察し、その後、ニクソン政権のアフーマティブ・アクション・プログラムの中で全国的方針として塗り替えられるまでを跡付けた。アメリカのアフーマティブ・アクションをめぐる議論の混迷状況を見ると、「フィラデルフィア・プラン」の歴史から学ぶべきことは多い。

3. 10・11世紀前半ザクセンにおける女子修道院と帝国司教

—ヒルヴァルツハウゼンを事例に—

鈴木隆将（名古屋大学大学院）

オットー・初期ザーリア朝における王国支配の拠点であったザクセンでは、この頃多くの女子修道院が創建された。本報告では、「帝国教会制」の構成要素であるこれらの修道院と、王権とがいかなる関係を有したのかという点を、他の構成要素である帝国司教との関わりを通じて考察した。一事例として対象とした修道院は、在地貴族の創建によるヒルヴァルツハウゼンである。

まず、この修道院が王権の保護下に入る際に、国王によって院長自由選出権が賦与され、そしてこの行為にマインツ大司教が助言を行っている。このことにより、この修道院はかなりの程度この管区司教の干渉を免れた。一方、修道院長の職自体は、創建貴族家門に留保されたが、そもそも創建自体に王権の関与がみられ、さらにこの家門は王族との関係を徐々に深めていく。

その後、隣接する管区の司教、とりわけヒルデスハイム司教ベルンヴァルトやパーダーボルン司教マインヴェルクの影響力が及んでくるが、それはあくまでも王国レベルに関わる問題を背景にしている。それは、すなわちガンダースハイム問題と、勢力を拡大してきた大公家ビッルンガーに対する王権による対策である。また、これらの司教達は、創建貴族家門や王家とも密接な親族関係にあったインメディンガー一家の出自であった。その事もあり、彼らは国王や在地貴族層の寡婦達による修道院への寄進時に、執り成し人としてもあらわれる。これらの寄進の結果、修道院は周辺一帯をほぼ領域的に支配するようになる。以上の点により、国王は在地貴族層との協調によって、この修道院を核に王権の影響圏を拡大していったと推測できる。

4. 18世紀イギリスにおける投資社会形成とその認識

坂本優一郎（京都大学）

この報告では、17世紀末から始まる「イングランド財政革命」の展開とともに形成された「投資社会」について、その認識の変遷および契機を考察した。17世紀末より1730年まで、「投資社会」にかかわる言説は‘stock brokers’と‘stock jobbers’に対する批判によって占められたが、この時点では、公債保有者を認識するカテゴリは存在しなかった。ところが、ホイッグ寡頭政による政策は利害集団としての「公債権者」というカテゴリを生み出し、その結果、1730年代から1740年代にかけて、公債保有者が集団としてはじめて認識されるにいたった。1750年代には、寡婦・孤児・年金生活者といった公債権者の利益を肯定する言説があらわれはじめる。同時に‘stock brokers’のとらえかたにも、批判的ではない叙述が登場し、さらに‘stock jobbers’にも「公債請負人」という意味が加わった。これらの諸言説の変化が同時に生じたことは、「投資社会」への認識の構築が1750年代に起きたことを示している。つづく1760年代には1750年代に提出された認識の体系化がおこなわれるとともに、投機とは区別される「あるべき」投資を示す言説があらわれはじめる。このような傾向は1780年代以降さらに明確となる。つまり「投資社会」への認識は1730年代に政治的な契機によって生みだされたが、1750年代に社会認識の骨格が確立され、遅くとも1780年代にはその完成をみたといえる。このようにして、公債保有者、‘stock brokers’、公債請負人から構成された投資社会が、実態の上でも、認識の上でも、世界史上初めて成立したのである。

5. ボルドー商業会議所と1855年のワイン格付制定

——地域権力とワインの「秩序」の関係分析にむけて——

野村啓介（東北大学）

本報告は、19世紀におけるボルドー商業会議所の地域権力としての歴史的性格を解明するにあたり、会議所とワインの「秩序」の関係に着目した。具体的な分析対象は、1855年のパリ万博へのワイン出品問題と、それと並行しておこなわれたボルドーワインの格付制定プロセスである。会頭デュフル＝デュベルジェを中心に作成された準備レポートにみられるように、会議所の基本的立場は、上級ワインの5等級からなる格付を自明視し、かつ赤ワインを重視するなど、ワインをめぐる既存の秩序を維持する点にあった。その特徴は、会議所とワイン仲買人がワインの「秩序」という一点において一致していたこと、そしてなによりも、会議所がワインの「秩序」維持をめぐるイニシアティブ独占の志向をもっていたことである。会議所とワイン仲買人の関係については、いまだ分析を深化させる余地があるが、会議所のイニシアティブ独占志向は、その地域権力としての歴史的性格を考察するうえでとりわけ重要である。なぜなら、のちの万博において、会議所は1855年万博のときほど介入しなかったし、ワイン展示に際しては1855年の格付がいわば既成事実として利用されつづけたからである。会議所の歴

史的性格をうかびあがらせるために残された課題は多く、より長期的な視点から、19世紀における商人とワインの関係を探ることが必要である。

6. 古典期アッティカにおける復讐と刑罰 栗原麻子（大阪大学）

古代ギリシア社会において、近しいものための復讐は正義の重要な要件であった。しかも復讐が個人的・私的な責務にとどまるのではなかったことは、復讐をあらわすティモリアの語が同時に刑罰を意味していたことに、端的にあらわれている。本報告では、アリストテレスがアテナイにおける公的訴追制度を、被害者のための「復讐」とみなしていることに着目し、つぎの3点について考察した。第1に、「復讐」という制度の原点にたちかえた場合に、被害者救済のための「何人でも欲するもの」による訴追は、公的訴追制度の成立史のなかで主流としての位置づけを与えられるべきである。第2に、アッティカ法廷弁論において、「何人でも欲するもの」による刑罰の行使が、しばしば指摘されるような私讐をうながすものではなく、公共の福利のための復讐意識にうらづけられるべきものとされていたことを示した。公的訴追制度を被害者のための怒りという感情的側面が支えていたことは無視しがたい。しかしながら公的訴追制度の運用にあっては、その個人的な感情が公共化されることが不可欠であった。第3に、復讐の公共性は、公職者弾劾制度にみられるような国家としてのポリスではなく、私人の集合体としてのポリス社会そのものに根ざしていることを指摘した。